

日本銀行預金取扱手続

＜制定・通知＞昭和 39. 11. 17 国丙第 165 号
平成 29. 4. 5 現在
(平成 29. 3. 30 業庫第 24 号まで収録済)

1. この手続の適用

預金店（代理店基本規定第 3 条により日本銀行との間に預金取引を行なう取扱店をいう。）は、別に定めがある場合を除き、この手続により、代理店における国庫金出納の事務を統轄する日本銀行本店または支店（以下「日本銀行」という。）との間に、日本銀行の預金（以下「預金」という。）の受払に関する事務を取り扱う^(注)。

(注) 預金店が当座勘定取引を行う先でない場合には、日本銀行との間で当座勘定取引を行う自行の店舗が、その当座勘定を通じた日本銀行との間の資金の授受を預金店として行うことができる。

2. 預金等の勘定整理

(1) 日本銀行の所属代理店における国庫金事務、国庫送金事務、国債事務およびこれらに関連する事務の取扱による資金の受払（所属代理店扱歳入金等のうち、自行庫の払込店で取まとめた分の受入額を除く。以下同じ。）ならびにこれに伴う日本銀行との間の資金の授受は、預金の受払として勘定整理する。

(2) 代理店が取り扱った資金の受払については、代理店から資金受払の報告を受けた日に勘定整理する。

3. 受払額の予報および資金請求

(1) 日本銀行から、資金の受払に関し必要とする資料を求められたときは、国庫金受払等報告表（書式第 6 号）により、日本銀行に報告する。

(2) 支払資金に不足が見込まれるときは、日本銀行に資金預入の請求をする。

4. 預金の受入

日本銀行から、電話または日本銀行預金預入通知書（書式第 1 号）により通知を受けた振込金を受領したときは、直ちに預金に受け入れる^(注)。

(注) 振込金については、あらかじめ日本銀行に依頼書（書式第 1 の 2 号）を提出し、

その依頼書に記載した日本銀行における自行の当座勘定に振込を受ける。

5. 預金の払出

日本銀行から、電話または日本銀行預金引出通知書（書式第3号）により、日本銀行に資金を払い込むよう通知を受けたときは、預金を払い出し、日本銀行あて当座小切手をもって（預金店が日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用先であるときは日銀ネットにより）午後3時までに入金する。

6. 計表

毎日、前記2.（1）の受払について日本銀行預金収支毎日報告表（書式第4号）を作成するとともに、国庫金および国庫送金の受払について国庫金内訳書（書式第5号）および国庫送金内訳書（書式第5号）を作成添付して日本銀行に送付する^{（注）}。

（注）国庫金内訳書および国庫送金内訳書は、受払がない場合には作成添付を要しない。

書式第 1 号

日本銀行預金預入通知書		
(日付)		
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>		円
ただし、貴行（または 銀行 店） 当座勘定へ振込		
(預金店)	御中	
	日本銀行	店 印

用紙寸法 日本工業規格A列5

依 頼 書

平成 年 月 日以後、貴行－（注1）が当方－（注2）に対し、代理店基本規定第4条によって資金を預入されるときは、貴行－（注1）における当方－（注3）の当座勘定にお振込下さい。

ただし、現金をもって預入されるときその他貴行において必要と認められるときは、上記以外の方法によられてさしつかえありません。

平成 年 月 日

（取引先）

（代表者）（注4）



日本銀行 御中

（注1）取引先日本銀行店舗名を記載

（注2）預金店店舗名を記載

（注3）当座勘定取引店舗名を記載

（注4）頭取、社長又は支店長が記名なつ印。ただし預金店店舗名と当座勘定取引店舗名とが異なるときは頭取又は社長が記名なつ印。

書式第 2 号 削除

書式第3号

日本銀行預金引出通知書		
(日付)		
<input type="text"/>		円
(預金店)	御中	
	日本銀行	店 印

用紙寸法 日本工業規格A列5

書式第4号

日本銀行預金収支毎日報告表

日本銀行 店 御 中

(日付)

(預金店)

㊞

(金融機関コード)

--	--	--	--

勘 定	摘 要	取扱日	受	払	残
預 金	国 庫 金	/			
		/			
		計			
	国 庫 送 金	/			
		/			
		計			
	預 入 ・ 引 出	/			
合 計					

※代理店預け金純粋残高	(日付)	
	/	

※ 日本銀行記入欄

用紙寸法 日本工業規格A列4

- 備考1. 国庫金については、国庫金事務および国債事務の取扱による現金の受払額（所属代理店扱歳入金等のうち払込店で取まとめた分の受入額を除く。）を記入する。
2. 国庫金および国庫送金については、代理店における取扱日（取扱日欄に記入）の異なるごとに別行に記入し、それぞれ合計額を「計」行に記入する。ただし、取扱日ごとの記入が1行の場合は「計」行の記入を要しない。
3. 預金の預入、引出について、日本銀行からの預入または引出通知日と、預金店における取扱日とが異なるときは、預入または引出通知日ごとに別行に記入して、それぞれの摘要欄に通知日を付記する。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。

国庫金 内訳書
国庫送金

(日付)

(預金店)



代理店 受払日付	代理店名	受	払
合 計			

用紙寸法 日本工業規格A列4またはA列5

備考 1. 国庫金（所属代理店扱歳入金等のうち、自行庫の払込店で取まとめた分の受入額を除く。）および国庫送金ごとに別葉とし、不要文字は抹消する。

2. 「代理店受払日付」欄に記入する受払日付が前行と同じときは、その記入を省略することができる。

(宛先) 日本銀行 店

報告区分	朝	追加	最終
------	---	----	----

国庫金受払等報告表 (代理店預け金関係)

責任者印

(預金店名)

(日付) _____

(金融機関コード)

--	--	--	--	--	--

	(百万円)	(千円)
前日収支毎日報告表残高		
前日国庫金支払額		
前日国庫送金受入額		
前日国庫送金支払額		
前日代理店受入額		
うち実質振替額		

	(百万円)	(千円)
本日給与等前渡額		

		(百万円)	(千円)
本日支払見込額			
内訳	前日前渡		
	税還付		
	防衛		
	財融		
	給与等		
	公庫		
	その他		

用紙寸法 日本工業規格A列4

- 備考1. 報告区分については、該当の区分に○を付す。ただし、記載事項の訂正分については、右上部余白に「訂正分」と表示する。
2. 追加または最終の報告の場合には、朝における報告からの追加額ではなく、累計額を記入する。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。